



夜勤は月4回までを実現する柔軟な人員配置で負担減を 3人夜勤職場は25人配置、新人は「定数外」の配置へ



夜勤は月に4回まで（3交代は8回まで）という基準が人事院判定で決められたのは1965年。今から60年近く前です。

高齢化・医療の高度化により夜勤の労働密度は高くなり、夜勤負担は高くなっているにもかかわらず、月4回までという基準は遵守されてはいません。

4月には新人さんが配属されますが、新人さんが夜勤で1人立ちできるまでの間、新人さんの分の夜勤を先輩看護師で分担することになります。

3人夜勤では月に延べ93人の夜勤人数が必要です。月4回までなら、23.25人、実際には24人の夜勤ができるスタッフが必要です。3人夜勤では看護師長を含めて24人配置となっていますが、この人数ではそもそも4回までの基準は守れないのです。新人さんが2人配属されれば8回分、看護師長の分の4回をたすと12回分、12人のスタッフが5回夜勤となります。3人夜勤の配置数を25人とし、新人を「定数外」として配属することが必要です。

3人夜勤では月に延べ93人の夜勤人数が必要です。月4回までなら、23.25人、実際には24人の夜勤ができるスタッフが必要です。3人夜勤では看護師長を含めて24人配置となっていますが、この人数ではそもそも4回までの基準は守れないのです。新人さんが2人配属されれば8回分、看護師長の分の4回をたすと12回分、12人のスタッフが5回夜勤となります。3人夜勤の配置数を25人とし、新人を「定数外」として配属することが必要です。

4月異動スケジュール 五大技術・福祉系、事務の異動予定

五大技術・福祉系

- 3月14日（火）14時 本人内示
- 3月15日（水）11時異議申請締め切り
- 3月17日（金）決定

事務

- 3月20日（月）14時 本人内示
- 3月22日（水）11時異議申請締め切り
- 3月24日（金）決定

左記のスケジュールで異動が決定されます（都派遣職員も同じ）。それぞれ異議申し立てを病院労組で受けつけます。異議申し立てをされる方は、組合を通じて異議申し立てをすることを管理職に必ず伝えてください。そのうえで、内示翌日の11時までには都立病院労組に、異動に依じられない具体的理由を記入して都立病院労組本部にFAX、またはメールで送ってください。

